

~ ナーニ~ 皆心一つに





第67次東京教研 第13 (学校給食) 分科会 2017.12.2 エデュカスB1会議室

「学校給食分科会への討論の投げかけ」として、学習指導要領の変遷と改訂の持つ特別の重大性についての資料が準備されていた。そして『学習指導要領』とは、文科省が「どの教科でそんな内容を」「その学年でそのように学習するか」という基準を定めたもので、全国のどこの学校で教育を受けても同じ教育水準を確保するために必要なもので社会や子どもたちの将来への展望を踏まえて、およそ10年ごとに改訂されてきた。学習指導要領には法的拘束力があり、学校や教科書に大きな影響を与えて来たとの説明がなされていた。

注目すべきは、「子ども達の健やかな成長」を願う栄養教諭・栄養職員は、厳しい現実の中で、どこに「豊かな食教育の実践」の可能性を見つけ出せるのかと項目を立て、★現場の実際はどうなっているだろうかと7点の具体的な指摘をし、★可能性はどこにあるのかと一①いろいろなことの厳しさが増す、増していく中でこそ可能性がある。困っている人たちが増え、厳しい状況の中で悩む人も増え・・・矛盾が大きく広がる。矛盾の広がりこそが可能性の広がりとなる。②食育基本法制定から10年余。法制定が大きな足場となっているし、10年余にわたり積み上げられてきた全都・全国の仲間達の実践が宝となっている。③食教育についてだけ見れば、新指導要領での大きな改訂はなく、多様な実践が展開できる可能性が残されている。そして、家庭科では・保健では・特別活動ではと具体的例に明示されている。



食教育とは?

【食教育に求められること】

新学習指導要領では

学力ではなく資質・能力(OECD、 米・英・豪等や国政の研究を参考に する)への三つの柱からなっている。



ちょっと一言!

分科会【食教育に求められる こと】をテーマに、毎月第二 土曜日午後1時からの学習会 に参加させていただくように なりました。新村洋史(名古 屋芸術大学美術学部名誉教 授)教授の書籍が大切なテキ ストとなっているようです。



お知らせ!

第19回公開学習会

日時 2018年3月9日(金)午後6時半~8時半

場所 早稲田大学文学部芸術院校舎33号館第10会議室

講演テーマ : 学校内虐待

講師: 米田修さん (NPO法人 千葉こどもサポートネット理事長)

第18回公開学習会報告 2017年12月19日

子どもの叱られる権利と『過剰叱責』問題を考える





昨年12月19日の公開学習会は、 代表の喜多明人さんが「子どもの叱られる権利と『過剰叱責問題』を考える」と 題して問題提起された。サブタイトルは 「『指導死』から『懲戒死』もしくは 『指導虐待死』へ」。大要は次の通り。

―学校災害救済運動は発展してきたが、 大きな転換点に来ているのではないか。

被害者・被災者の救済運動が加害者側を追い詰める状況がある。被害者と加害者の立場が交換し得るという状況のなかで、総論として、「子どもの最善の利益」という点から、被害者への寄り添いについて捉え直しが必要な時期にきているのではないか。

各論として、例えば最近の福井・池田 中事件でメディアが指導死と報じた。

「指導死」という言葉は、問題の社会的認知を促した。だが「指導」全体が責任追及の対象となり得ることを意味し、現場の萎縮や教職志望者の減少につながりかねない。また「過剰叱責」による自死を指導死としてとらえることは「叱れない教師」を多く生むのではないか。

過剰叱責は教師の懲戒権の濫用であり、子どもの権利条約28条によれば「子どもの人間の尊厳と一致する方法」による懲戒かどうかが問われる。

ただ「懲戒」という言葉は教育の原理に反する言葉である。「指導死」も「懲戒死」も不適切だとすれば「教育(指導)虐待死」か「学校内虐待死」と呼ぶべきではないか。

叱責そのものは、子どもに「ことの善悪」を教える「しつけ」的な行為と捉え、子どもには「叱られる権利」があるという認識が重要だ。叱られないことが虐待に当たるような場合がある。

教師の過剰叱責(虐待)の歯止めと「叱る」実践の開拓・深化が必要だ。「子どもの人間の尊厳と一致する方法」での「叱り方」を追求しなくてはならない—

喜多さんの問題提起は筆者にとって非常に 新鮮だった。「指導死」「懲戒死」という言葉 にかえ「教育虐待死」と呼ぶことに一票を投 じたい。「学校内虐待死」の方は、場所的な 概念が強調されすぎ、教師が主体であるとい うことが曖昧になる恐れがあるだろう。

「叱られる権利」に関連して紹介された賀 川豊彦の言葉(「子供の権利」1926『講演 集』より)は示唆に富む。引用部分は「子供 には叱られる権利がある。悪いことをした場 合は、当然叱られなければならない」と始ま るのだが、賀川の言う具体的な叱り方とは次 のようなものである。

「自分は子供を叱るときには誰もいない一 室に自分と子供と二人切りになって黙って、 にらみっこをする。子供は黙ってジッとして 居なければならぬ程辛いことはないので、必 ずそのしたことの悪いことに気付いて、之を 悔改めるものである。決して子供を無茶に擲 たり、叩いたりすべきものではない。これは 子供を叱っているのではない。これは子供を 叱っているのではなくて、自分が怒っている のである」

賀川のこれは果たして「叱責」であろうか。 叱責という言葉からは遠く、子どもの自発的 な「気付き」を静かに促していると見える。 そしてこれは、教師と子どもの非対称性(教 師は叱り、子どもは叱られるという交換不能 な関係)を乗り越える可能性を開く。

この二人だけの部屋で静かに見つめあった とき、悔悟し反省するのは、何も子どもとは

限らないのではないか。冷静に事態を振り 返ったとき、子どもの一方的な悪と見える 行為に、教師自身が深く寄与し、あるいは クラスの一部または全体が関与しているこ とに気付くこともあり得る。それは教師の 学級経営-教育に「経営」という言葉が出 てくることに違和感が消えないが-に何ら かの問題があるということなのだから、彼 が誠実な人間なら、子どもに謝り、これか らの道を共に考えることになるだろう。

叱責は教師と子どもの非対称性(権力関 係)に依拠している。「子どもと教師が学 び合う」という言葉が単なる美名でないな ら、叱責自体を否定すべきではないか。子 どものした「悪いこと」を真ん中において 「なぜそれが悪いのか」「なぜ起きたの か」「繰り返さないために何をすべきか」 を、共に考えたい。

叱責を否定するなら「過剰」概念自体も 当然無効になる。もともと、 「過剰」は量 的概念(程度問題)である。違法性判断の 中心に置けば、判断基準の相対化・曖昧化 を招く。そうではなくて、叱責自体を丸ご と乗り越える教育方法論をこそ、開拓・深 化させるべきではなかろうか。

文責 佐々木央

執筆者の紹介 共同通信編集委員佐々木央

青森県生まれ、1982年入社。子どもや教育に関わる問題を長く取材してきた。 著書に「未来なんか見えない」、編著書に「岐路から未来へ」。

春期から青年前期に、社会への反発や孤独感、 のようなものがつかめたわけではありません。

これから立 私自身も思

不安感を経験しました。それとどこがどう違うのか。

ち向かわなければならない世界の前で立ちすくむような

跡を追いました。

正

|直に言ってわたし自身にも、彼らの生きづらさの

について考えてみていただければ、幸いです。 この本の世界に触れて、

いう前に、 きたことの方が大きかったかもしれません。 心の淵があることを知り、 ていた自分の原感覚と向き合い、自分を振り返ることがで ŧ それよりもむしろ、 軽いノリだけのように見える若い人たちにも深い 彼らの胸のうちを推し量るようになりました。 自分の抱く違和感や共感の意 少なくとも「今時の若い者は. 彼らの話を聞きながら、 忘れ

未来なんか見えない



亡くした遺族のやり 場のない思いと加 害者被害者を含め、 家族の置かれた現 状を浮き彫りにする。

続けた青年を取り上げ、3章では学校からドロップアウト

ようとする若者を、第2章は暴力や暴走行為の中で迷い

第1章はリストカットによって内面の苦しさを乗りこえ

あなた自身のそれともつながる。

の生きづらさは、この社会の閉塞感とつながり、どこかで

未来なんか見えない―自傷する若者たち

者者からのコメント

した末にリンチを受けて殺された少年と、遺された妹の軌

学校安全ネットがお薦めする

人間の経済

たものです。 業がされないまま出版され なり、ご本人による校正作 備を進めている最中に亡く ンタビュー から刊行の依頼があり、 れる前に、 に原稿をまとめて刊行の 新潮新書編集部 や講演録をもと 準

野が違う人々にも 理論を構築し、 るかを考え続けてきた方で した。数理経済学を基礎に 済学という学問は 暮らせる社会のために、 空港、 れるように発信し続け 々な社会問題を通 宇沢氏は、 地球温暖化などの 水俣病、 々 が豊か 理解を 何 ĩ, が ^でき ŧ 得 分 成 経 に

> 宇沢氏の存在 あ を知 ったとき ŋ

> > その

が亡くなられたの 14年9月でした。

な経済学者

宇

は、20

宇沢氏が亡くなら

うに、 は医 ではありますが、その思 した。 を含みながら広がってい などかなり普遍 1 ったことがよくわかりま った経済学を追及して 「人間の経 書を読ん \vdash 経済学に関する書物 宇沢氏が人間と向 ルに 教育、大学、 象徴されるよ だとき、 済」と 的なテー 自然 き 想 7

関係者にもぜひ一読して イの ただきたく、ご紹介します。 会的統合:人間として共通 場の理 その 宇沢氏は、ジョン・デュー V で、 教育の三大原則 て触れた個 中で 学校安全ネット 所がありま 育」 (① 社

理念や生きざまを学ぶ ②平等:どんな環境 あると思います。

ことを非常に残念に思って 基本 私たちは改めて見直 続けていたという功績 という視点から社会に訴え という理念を「人間の経済 す。「大切なものは決して いという理論を主張しま に対抗する「社会的共通資 おいても)、 るいは医療など他の分野に 欠な教育の場において(あ デューイの理念の影響を受 度の改変が次々と行われた ないがしろにするような制 その後はデューイの お金に換えてはいけない 本」として侵してはならな いることを述べています。 宇 沢 法 人間社会の営みに不可 し、良かったのは教育 氏 貫かれていること、 は、そのような 市場原理主義 す必 理念を

育の現場にあってはならな とても読みやすい本です。 会的共通資本」としての いじめや学校事故 象です。新書サイズで 冊をお薦めします。 中島宏治 教

新潮新書 Howevey in the 2001 of with

者

なの

面的、

道

の発達を助

知 ③

一人ひとりの子

出版社

宇沢弘文

人間の経済

未来への 経済思想の巨

ラスト・メッセー

宇沢弘文

新潮新書

教育を受けることが 社会が提供できる最高

でき

育っても、その時

々

 \mathcal{O}

720円(税別)

学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。 学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げ お願い申し上げます。

☆賛助会員 5.000円 ★会員 3,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します 00130 - 9 - 346463振込先 学校安全全国ネットワーク

『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先 学校安全全国ネットワーク TEL 03-3511-5070 FAX 03-3511-5784

E - mail uta@yoko-no-heya.jp

HP http://gakouanzen-network.com



事務局所在地

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビル1706号 南北法律事務所